

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（化学物質対策グループ）（06-6615-7988） 環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	工場等における事故時の措置指導
関連する 他局の名称	
概要	工場等において事故が発生し、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定めるばい煙等（人の健康等に被害を与える恐れのある特定物質及び、ダイオキシン類、悪臭原因物、管理化学物質等）が著しく発生したとき、立入検査等により、事故の拡大、再発防止について必要な措置を指導する。
根拠となる要綱等	工場等における事故時の措置指導要領 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199003.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199003.html</a> )
行政指導指針	工場等において事故が発生し、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定めるばい煙等（事故等により、人の健康に被害を与える恐れのある特定物質及び、ダイオキシン類、悪臭原因物、管理化学物質等）を大気中に著しく発生させた場合において、周辺の区域における人の健康が損なわれる又はそのおそれがあると認めるとき等は、当該ばい煙等を発生する施設を設置している者等に対して、立入検査等により、事故の拡大、再発防止について必要な措置を指導する。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199003.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199003.html</a>
備考	